

屋久島町光ブロードバンド整備事業プロポーザル実施要領

1. 目的

現在、屋久島町においては通信事業者による、光ブロードバンドサービスが未提供である。

今後ますます進展していく情報化社会への対応、少子高齢化や労働力不足などの社会的問題の解決、経済活動の活性化、地方創生の推進を図る上で、光ブロードバンドを整備し、情報格差の解消を図ることが課題となっている。

本事業は、上記の課題解決を目的に通信事業者が未整備地域へ光ブロードバンドを整備する際の事業費の一部を屋久島町が一定の範囲内で負担するものである。

2. 事業概要

(1) 事業名

屋久島町光ブロードバンド整備事業

(2) 事業内容

本事業では、通信事業者が未整備地域に光ブロードバンドを整備する際の設備構築費用、保守・運用費等事業費の一部を屋久島町が一定の範囲内で負担するものである。

(3) 事業者選定方法

公募により、事業者から提出された提案書等の審査（プロポーザル方式）にて決定。

(4) 整備するサービスの範囲と主な条件

別紙「屋久島町光ブロードバンド整備事業仕様書」のとおりとする。

(5) 事業期間及び整備地域

①事業期間は事業者決定に伴う協定書締結日より平成 33 年 3 月 31 日までとする。

②整備地域及び整備優先順位については以下のとおりとする。

（平成 31 年度）屋久島・小瀬田・安房・尾之間交換局

（平成 32 年度）永田・栗生・一湊交換局

③各年度の完了時期は 3 月 31 日とする。なお、詳細なスケジュールについては、別途、協議の事とする。

(6) 負担金限度額

2 年間の総負担金額 651,400 千円（消費税及び地方消費税を含む）の範囲内

(7) 事業費支払い

本事業に伴う負担金支払いは、各事業年度毎とする。なお、詳細については別途協議の事とする。

3. 提案参加資格及び条件

参加資格を有する者は、平成 31 年 4 月 1 日現在において、次に掲げるすべての要件を満たす物であること。

(1) 公告の日現在において、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 85 号）によって定められ、総務省に届け出た電気通信役務を提供している事業者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 6 号。以下「地方自治令」という）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

(3) 光ブロードバンドサービスを提供しており、かつ、鹿児島県内においても光ブロードバンドサー

ビス提供実績を多数有すること。

(4) 本町での入札参加資格業者名簿に登録されており、指名停止の措置を受けていないこと。

(5) 業務の実施にあたっては、高度無線環境整備推進事業の活用を基本とし、その他、本町と協議のうえで行うものとする。

4. 提案への参加申込及び辞退

提案への参加を希望する者は、必要事項を記入のうえ以下書類を提出すること。

①「提案参加申込書」(様式1)

②「誓約書」(様式2)

③「委任状」(様式3) 代理人を定める場合。

また、提案参加申込書提出後に提案を辞退する場合は、様式4「辞退届」を提出すること。

(1) 提案参加申込書の提出期間

平成31年4月3日(水)から平成31年4月12日(金)までの午前9時から午後5時までの間。

(2) 提出先

屋久島町企画調整課情報政策係

〒891-4207

鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田 469 番地 45

電話 0997-43-5900 (内線 111)

(3) 提出方法

上記提出先へ直接持参又は郵送等による。

なお、郵送等で提出する場合は、平成31年4月12日(金)午後5時までに必着のこと。

(4) 参加資格審査確認結果通知

参加資格審査は受付後随時行い、結果は審査終了後にメールにて事前通知し、原本は郵送にて通知する。

5. 参加申込又は提案(プロポーザル方式)に関する質問

様式5「質問書」により、下記のとおり受付、回答を行う。

(1) 受付期日

平成31年4月3日(水)午前9時から平成31年4月10日(水)午後5時まで。

(2) 提出先

電子メールによる質問のみ受け付けるものとする。なお、質問のメールを送付してから24時間以内(ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く)に受領確認の返信メールが届かない場合は、電話等による問い合わせを行うこと。

電子メール: info@town.yakushima.kagoshima.jp

(3) 質問に対する回答方法

質問に対する回答を取りまとめたうえで、随時参加者全員に対し、電子メールにて通知する。

(4) その他

受付期間経過後の質問及び指定した方法以外の方法での質問は一切受け付けない。電話での質問は原則として受け付けない。

6. 提出提案等

(1) 提出書類

以下の書類を提出すること。なお、提出部数は正本1部、副本6部とする。

- ①企画提案書届出書（様式6）
- ②企画提案書（任意様式）
- ③定款の写し
- ④直近2年間の収支決算書の写し
- ⑤会社概要書（様式7）
- ⑥光ブロードバンドサービスの実績（様式8）
- ⑦光ブロードバンドサービスの保守拠点（様式9）
- ⑧光ブロードバンドサービスに関する事項（様式10）
- ⑨保守・アフターケア体制に関する事項（様式11）
- ⑩サービス提供イメージ図（任意様式）
- ⑪サービス提供開始までのスケジュール【高度無線環境整備推進事業活用】（任意様式）
- ⑫-1負担金見積書【高度無線環境事業推進事業活用なし：年度別】（任意様式）
- ⑫-2負担金見積書【高度無線環境整備推進事業活用した場合：年度別】（任意様式）

(2) 提出先

屋久島町役場企画調整課情報政策係
〒891-4207
鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田 469 番地 45
電話 0997-43-5900（内線 111）

(3) 提出方法

持参又は郵送での提出とする。

(4) 提出期限

平成31年4月26日（金）午後5時（必着）

7. 審査及び事業者の決定方法等

(1) 審査及び事業者の決定方法

選定は、「屋久島町光ブロードバンド整備事業プロポーザル審査要領」に基づき行うものとし、企画提案書の評価項目、評価内容は以下のとおりとする。

区分	評価項目	評価内容	配点	様式
提案内容	経営状態 (提案必須)	・経営状態が安定しているか ・将来的な事業の持続性	委員毎 10	7
	事業実績 (提案必須)	・情報通信基盤整備及びサービスの実績が十分か	委員毎 10	8
	スケジュール (提案必須)	・期限内でのサービス提供。実施項目や期間が明確で、妥当性があり、現実可能か	委員毎 20	任意
	提供するサービス内容 保守運用 サポート体制	・良質で安定したサービス内容か ・サービスグレードも十分か ・整備後の保守運営及びサポート体制は十分か	委員毎 30	9 10 11 任意

	(提案必須)			
	その他 (提案任意)	・光ブロードバンドを活用した考え方は妥当か ・ICT利活用等活用提案	委員毎 10	任意
評価 格	負担金額 (提案必須)	・事業に係る負担金の希望額については妥当か	委員毎 20	任意

(2) プレゼンテーションについて

企画提案書等の提出事業者には、審査委員会においてプレゼンテーションを実施する。

① 日時：平成31年5月20日(月) ※時間について後日連絡する。

② 場所：屋久島町役場本庁2階大会議室

③ 内容：提出事業者からのプレゼンテーションを行う。

申請書の提出された順番よりプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションを行う人数は1団体3人以内とする。

説明時間は、1団体あたり、25分程度とする。

※パワーポイント等を使用する場合は、パソコンを持参すること。

※スクリーン・プロジェクターは貸与する。

(3) 選定の結果は、後日事業者に書面で通知する。

(4) 最高得点事業者が、正当な理由もなく協定書を締結しないとき又は協議が整わないときは、その選定を取り消すとともに、次順位の事業者を最高得点事業者として選定のうえ協定を締結するものとする。

8. スケジュール等

- | | |
|-----------------|------------|
| (1) 参加申込書類提出期限 | 平成31年4月12日 |
| (2) 企画提案書類提出期限 | 平成31年4月26日 |
| (3) プレゼンテーション | 平成31年5月20日 |
| (4) 事業者選定・決定・通知 | 平成31年5月下旬 |
| (5) 協定書締結 | 別途協議 |
| (6) 事業開始 | 別途協議 |

9. 負担金の支払い

(1) 負担金の支払い及び提出書類

負担金の支払いは、年度事業の完了後、完成書類・完成写真・費用内訳・エリア図等完了確認ができる書類の提出を受け、完了確認後に請求書の提出を受けて支払うものとする。

(2) 年度毎予算額及び地域

年度ごとの予算額及び想定地域は以下のとおりである。

平成31年度 515,000千円 (屋久島・小瀬田・安房・尾之間交換局)

平成32年度 136,400千円 (永田・栗生・一湊交換局)

10. その他の留意事項

(1) 企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用は、提出者の負担とする。

- (2) 企画提案書提出後においては、原則として企画提案書に記載された内容の変更を認めない。また企画提案書に記載した配置予定者は、原則として変更できない。ただし、病気等やむを得ない理由により変更を行う場合には、発注者の了解を得なければならない。
- (3) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (4) 提出した企画提案書等が採用された場合、その一切の著作権は本町に帰属する。
- (5) 選定されなかった場合も、企画提案書は返却しない。なお、提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外に提出者に無断で使用しない。